

# 図書館法（抜粋）

## 第2章 公立図書館

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

# 兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和49年3月27日

条例第31号

兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 県民の教育と文化の発展を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）の規定により兵庫県立図書館（以下「図書館」という。）を置く。

（位置）

第2条 図書館の位置は、明石市明石公園とする。

（業務）

第3条 図書館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

- （1）図書館資料を収集し、整理し、及び保存すること。
- （2）他の図書館及び図書室、公民館、博物館等との相互協力を行なうこと。
- （3）図書館資料に係る調査相談に応ずること。

2 図書館は、前項各号に掲げる業務のほか、図書館の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

（職員）

第4条 図書館に、館長、専門的職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

（入館の拒否等）

第5条 館長は、図書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者の入館を拒否することができる。

- （1）他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがあるとき、又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯するとき。
- （2）図書館の施設、設備又は資料等を損傷するおそれがあるとき。

2 館長は、図書館に入館した者が前項各号のいずれかに該当すると認められるとき、又はその指示に従わないときは、その者に対して、退館を命ずることができる。

(原状回復義務)

第6条 図書館を利用する者は、その責めに帰すべき理由により、その施設、設備又は図書館資料を滅失し、又は損傷した場合においては、これらを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 図書館に、法第14条第1項の規定により兵庫県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理並びに協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

## 兵庫県立図書館協議会の組織及び運営に関する規則

昭和49年10月1日

教育委員会規則第15号

兵庫県立図書館協議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

兵庫県立図書館協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和49年兵庫県条例第31号)第8条の規定に基づき、兵庫県立図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が兵庫県立図書館長と協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。